区 遊漁船業者の登録に関する事項

遊漁船業の適正化に関する法律(以下「法」という。)第1条の規定により、遊漁船業を営む者について登録制度を実施する。

「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場(本県では海面のみ)に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう(法第2条第1項)。

法第2条第1項に規定する農林水産省令で定める方法(遊漁船業の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第1条)

- 一 釣り
- 二 網を使用する方法
- 三 網以外の漁具を移動しないように敷設して行う方法
- 四 やす又はは具を使用する方法
- 五 徒手採捕

1 登録

遊漁船業を営もうとする者は、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の 登録を受けなければならない(法第3条第1項)。

登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う(法第3条第2項)。

(1) 登録の申請

遊漁船業者の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次の事項を 記載した申請書(6ページ)を知事に提出しなければならない(法第4条第1項)。

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称
- ウ 法人にあっては、その役員の氏名
- エ 未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所
- オ 選任した遊漁船業務主任者の氏名
- カ 遊漁船の利用者(以下単に「利用者」という。)の生命又は身体について損害が生じ、 その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置

(2) 登録の更新

登録の更新を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに、申請書(6ページ)を知事に提出しなければならない(規則第2条)。

- (3) 添付書類(法第4条第2項、規則第4条)
 - ア 登録申請者が「2 登録の拒否」の(1)から(9)に該当しない者であることを誓約する 書面。登録申請者が法人である場合にあってはその役員が、遊漁船業に関し成年者と同 一の行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人が「2 登録の 拒否」の(1)から(5)までに該当しない者であることを誓約する書面(誓約書8ページ)

- イ 登録申請者が選任した遊漁船業務主任者が以下の(ア)から(ウ)に規定する要件に適合する者であることを証する書面
 - (ア) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に掲げる海技士(航海)又は小型船舶操縦士の免許を受けている者であること。
 - (イ) 遊漁船業に関し1年以上の実務経験を有する者又は遊漁船業務主任者の指導による 10日以上の遊漁船における実務研修(1日につき5時間以上実施されるものに限る。) を修了した者であること(実務経験(実務研修)証明書9ページ)。
 - (ウ) 遊漁船業務主任者を養成するための講習で農林水産大臣が定める基準に適合すると 農林水産大臣が認めたもの又は同基準に準拠して都道府県が行うものを修了した者で あって、修了証明書の交付を受けた日の属する年の翌年の1月1日から5年を経過してい ないものであること。
- ウ 登録申請者が選任した遊漁船業務主任者が、以下のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面(誓約書10ページ)
 - (ア) 業務改善命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から2年を経過しない者
 - (4) 「2 登録の拒否」の(1)から(6)までのいずれかに該当する者
- エ 遊漁船業者が、利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約 又は共済契約であって、遊漁船の定員1人当たり填補限度額3千万円以上のものに加入し ていることを証する書面(保険証書等)の写し
- オ 登録申請書に係る遊漁船の船舶安全法に基づく船舶検査証書の写し
- カ 登録申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書
- キ 登録申請者が個人である場合にあっては、住民票の抄本又はこれに代わる書面
- ク 登録申請者が法人である場合にあってはその役員の、遊漁船業に関し成年者と同一の 行為能力を有しない未成年者である場合にあってはその法定代理人の住民票の抄本又は これに代わる書面
- ケ 登録申請者が選任した遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

2 登録の拒否

知事は、遊漁船業者の登録を受けようとする者が次のいずれかに該当するとき、又は申請 書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事 実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない(法第6条第1項)。

- (1) 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 遊漁船業者で法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその遊漁船業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 法、船舶安全法、船舶職員及び小型船舶操縦者法、漁業法若しくは水産資源保護法又は これらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (6) 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)から(5)又は(7)のいずれかに該当するもの
- (7) 法人でその役員のうちに(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの
- (8) 遊漁船業務主任者を選任していない者
- (9) 利用者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行うべき場合に備えてとるべき措置の基準に適合していない者

3 業務規程の届出

遊漁船業者は、遊漁船業の実施に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、登録を受けた後、遅滞なく、知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする(法第11条第1項)。

業務規程の記載事項(法第11条第2項、規則第9条第1,2項)

- (1) 利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する事項 ア 利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保のため必要 な情報の収集及び伝達に関する事項
 - イ 利用者が遵守すべき事項の周知に関する事項
 - ウ 出航中止条件及び出航中止の指示に関する事項
 - エ 気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合の対処に関する事項
 - オ 漁場の適正な利用に関する事項
 - カ 前アからオまでに掲げるもののほか、遊漁船業者及びその従業者が遵守すべき事項
- (2) その他の事項
 - ア 遊漁船の実施体制に関する事項
 - イ 案内する漁場の位置に関する事項
 - ウ 遊漁船の係留場所に関する事項
 - エ 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備に関する事項
 - オ 役務の内容に関する事項
 - カ 従業者に対して行う業務の適正な運営を図るための教育に関する事項
 - キ その他遊漁船業に関し必要な事項

4 利用者名簿

遊漁船業者は、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所その他の事項を記載しなければならない(法第14条)。

利用者名簿の記載事項

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 性別
- (4) 年齢
- (5) 遊漁船の利用の開始年月日時及び終了予定の年月日時
- (6) 案内する漁場の位置
- (7) 緊急時における連絡先

5 標識の掲示

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、次の標識を掲示しなければならない(法第16条第1項)。

- (1) 営業所(登録票13ページ)
- (2) 遊漁船(登録票及び船体表示13,14ページ)

6 変更の届出

遊漁船業者は、登録事項(「1 登録」の「(1)登録の申請」のアから力まで)に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない(変更届出書11ページ)(法第7条第1項)。

7 廃業等の届出

遊漁船業者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、次の者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない(廃業等届出書12ページ) (法第9条第1項)。

遊漁船業者が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するに至ったときは、遊漁船業者の登録は、その効力を失う(法第9条第2項)。

- (1) 死亡した場合:その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合:その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産により解散した場合:その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合:その清算人
- (5) 遊漁船業を廃止した場合:遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であった法人を代表 する役員

8 申請書類一覧表

	登	録	変更の	廃業等の
	申請	更新	届出	届出
申請書 (6ページ)	0	0		
誓約書 (8ページ)	0	0	2	
業務主任者の海技免状の写し	0	\circ	3	
業務主任者の実務経験(実務研修)証明書(9	\cap		(4)	
ページ)			4	
業務主任者の講習会修了証明書の写し	\circ	0	5	
誓約書 (10ページ)	\circ	\circ	6	
保険証券等の写し	\circ	0	7	
船舶検査証書の写し	0	0	8	
登記事項証明書	1)	1)	9	
住民票抄本又はこれに代わる書面*1,2	0	0	10	
業務主任者の住民票抄本又はこれに代わる書			(1)	
面**2			(II)	
変更届出書(11ページ)			0	
廃業等届出書(12ページ)				0

- ① 法人の場合のみ添付
- ②~⑪ (別表)の「変更する事項」に応じて添付
- ※1 法人の場合は役員の、未成年の場合は法定代理人のもの。
- ※2 住民票の謄本、運転免許証の写し、保険証券の写し等。

(別表)

	変更する事項 (1の(1)のア〜カ)	添付書類
ア	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更	②又は⑩
7	営業所の名称又は所在地の変更(商業登記の変更を必要とする場合)	9
1	遊漁船の名称の変更	78
ウ	法人にあっては、その役員の氏名の変更	2910
エ	未成年者にあっては、その法定代理人の氏名及び住所の変更	210
オ	選任した遊漁船業務主任者の氏名の変更	345611
力	利用者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠	(7)(8)
作	賞を行うべき場合に備えてとるべき措置の変更	00

9 申請書類の様式

別記様式第1号(規則第3条関係)表面

		<u> </u>	遊漁船業者	 登録申記	青書				
			福島県収力						
			※登録番号						
登録の種類	新規・更		登録年月日			年	月	日	
この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。									
						年	月	日	
						7	Л	н	
				ŧ	請者				
福島県知事	殿								
フリガ	ナ								
氏名又は	名称								
住	所	郵便番号	- (–)	電話番号() –	_	
法人である	場合の								
フリガ									
代表者に	·	とさなった。まれる二	ナフ払具	とこ ノ 戸 野	立処コロトわる	ンに進む	シュージンの「	エタエッド	
法人である場合 役職名	が仅具(オ	ミ務を判11	9 つ仕貝、石	〒 しく (より)	術(文义/よこれ)り	つに毕り	る有) りょ	1.石及い	
フリガラ 氏 名		役職(常藝	動・非常勤)		フリガナ 氏 名	役職	战(常勤・	非常勤)	
申請時に	こおいて既に	こ受けてい	る登録			<u>I</u>			

裏面

	フリガナ						
未成年者である場合	氏名又は名称	方					
の法定代理人の氏名 又は名称及び住所	住所	郵便番号	(–)			
	工 171			電話番号() —		
法定代理人が法人であ							
フリガナ 代表者の氏							
	• •	(業務を執行	する社員若し	くは取締役で			
の氏名及び役職名		()(1)) = [(1)]) OLATO	(155/2//////////////////////////////////			
フリガナ 氏 名	役職(常勤	か・非常勤)	フリ. 氏	ガナ 名	役職(常勤・非常勤)		
				·			
		営業所の名称	「及び所在地 				
フ	リガナ		郵便番号(所 在	在 地		
名	称		電話番号()	_		
法第 12 条に規定する 主任者) の氏名	者(遊漁船業	务					
			損害賠償				
フリガナ 遊漁船の名称	保険契約	コマル	(磯等渡し てん補限度				
近低船0万名49	共済契約		及び旅客定	^{ス 対} 同 (中 万 ロ) 5 年 月 日まで)			
	他	の都道府県知	事の登録状況	2			
登 鋦			登録番	至 号			

備考

- 1 ※印のある欄には記載しないこと。
- 2 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 3 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 4 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなくすべて の営業所について記載すること。
- 5 「損害賠償措置」の欄については、磯等渡し(漁場における磯、いかだの上その他漁場における遊漁船以外の場所に利用者を案内し水産動植物を採捕させる業務をいう。)の「有・無」について、不要なものを消すこと。また、磯等渡しを行う場合にあっては、これに係る漁場において利用者の生命又は身体について生じた損害を賠償するための保険契約又は共済保険の内容についても記載すること。

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各 号に該当しない者であることを誓約します。

登録申請者 登録申請者の役員 登録申請者の法定代理人 登録申請者の法定代理人の役員

年 月 日

申請者

福島県知事殿

備考

「 登録申請者 登録申請者の役員 登録申請者の法定代理人 登録申請者の法定代理人 で 登録申請者の法定代理人の役員 不要なものを消すこと。

」については、

別記様式第3号(規則第4条関係)

下記の者は、遊漁船業に関し、下記のとおり (実務経験 実務研修 を証明します。

月 日

証明者

遊漁船業務主任者の氏名				生年月	日		
使用者である遊漁船業者の氏 は名称又は実務研修を指導し 業務主任者の氏名(遊漁船業者 号)	た遊漁船			[実務経 実務研	77共	阴間	
	\		年	月	日	時	分から
()		年	月	日	時	分まで
	`		年	月	日	時	分から
()		年	月	月	時	分まで
			年	月	日	時	分から
()		年	月	日	時	分まで
			年	月	目	時	分から
()		年	月	目	時	分まで
			年	月	月	時	分から
()		年	月	日	時	分まで
			年	月	目	時	分から
()		年	月	日	時	分まで
			年	月	F	時	分から
()		年	月	日	時	分まで
			年		月	時	分から
()		年	月	日	時	分まで
			年	月		時	分から
()		年	月	日	時	分まで
I			年	—————————————————————————————————————		 時	分から
()		年	月	日	時	分まで
		合計	満	年	月	日	時 分

備考

- 1 この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- については、不要なものを消すこと。
- の期間の欄は、実務研修の場合にあっては、時分についても記載すること。 3
- 4 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づく海技免状又は小型船舶操縦免 許証の写し及び第10条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

別記様式第3号の2 (規則第4条関係)

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法 律施行規則第10条第2項各号のいずれにも該当しない者であ ることを誓約します。

年 月 日

申請者

福島県知事殿

遊漁船業者登録事項変更届出書										
この届出書により、次のとおり変更の届出をします。										
			年	三月	日					
		届出者								
福島県知事 殿										
フリガナ										
氏名又は名称										
	郵便番号(一)								
住所										
	質	電話番号() 一								
法人である場合の フリガナ										
代表者の氏名										
登録番号	,									
登録年月日		年 月	日							
変更に係る事項	変更前	変更後	7.2	変更年月日	1					

70 771 - 141 - 3217 - 4	(//=/ (4//)	. , ,								
遊漁船業者廃業等届出書										
この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。										
	年	月	日							
					7	Л	Н			
			届出	当						
福島県知事	殿									
フリガナ	•									
氏名又は名	称									
		郵便番号(一))							
住	所									
		電話番	:号 () –						
法人である場	場合の こうしゅう	тени д		<u> </u>						
フリガナ	-									
代表者氏	名 I									
登録番号						_				
登録年月日		年	月	日						
廃止年月日		年	月	日						
		廃止の事由								
		死亡								
		合併により消	滅							
		破産手続開始の決定に	こより解散							
	合作	并及び破産手続開始の決定以	外の理由に	より解散						
		遊漁船業を廃	TF.							

備考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

25 センチメートル	(遊	漁船	に掲	げる場合	にあっ		J		
ては16センチメー	-トル) 以	上						
遊漁船	業	者	登	録 票				1	\
氏名又は名称								1.7	40
登録番号								にあっては27	40 センチメー
登録の有効期間			年	月 年	日から 月	日まで		センチ	トル
営業所の所在地								ノメートル)以上	漁船に掲げ
遊漁船の名称								上	る場合
遊漁船業務主任者の氏名									
損害賠償措置の 保 険 期 間			年	月 年	日から 月	日まで			7

備考

- 1 「遊漁船の名称」は、遊漁船に掲げる場合にあっては、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、遊漁船に掲げる場合にあっては、当該遊漁船に乗り組む 遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、遊漁船に掲げる場合にあっては、当該遊漁船に係る損害 賠償措置の保険期間のみとする。

別記様式第8号(規則第14条関係)



備考 各文字及び数字は、次により明りょうに表示すること。

- (1) (略)
- (2) ○○○○の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。
- (3) 大きさは10センチメートル以上、太さは1センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。